

### 国民年金保険料の納付が困難な学生の方へ

**保険年金課**  
☎内線3214 FAX(50)8413

学生の方で、本人の所得が一定額以下の場合、学生納付特例を申請することにより国民年金保険料の納付が猶予されます。

**対象**  
20歳以上で大学・大学院・短期大学・高校・高等専門学校・専修学校(夜間・定時制・通信制課程を含む)などに在学している方

**申請は毎年度必要です**  
原則申請日から約2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

※申請が遅れると、不慮の事故や病気による障がいなどで、障がい基礎年金を受け取ることができない場合があります。

**申請方法**  
年金手帳・マイナンバーカード・免許証などの本人確認書類、在学期間が確認できる学生証または在学証明書を持って、保険年金課または各市民センターへ

※学生証は2020年度に更新したものをお持ちください

※代理人申請の場合、印鑑などが必要となる場合がありますのでお問い合わせください

**問い合わせ**  
藤沢年金事務所 ☎(50)1151 または保険年金課

**環境保全課**  
☎内線3132 FAX(50)8418

### 光化学スモッグやPM2.5にご注意ください

4〜10月は光化学スモッグが発生しやすくなります。濃度が高いと、特に子どもの目・鼻・のどに刺激を受けたり、頭痛・吐き気の症状が出たりする場合があります。症状が速やかに改善されない場合は医師の手当てを受けてください。

**【注意報が発令されたら】**  
野外での激しい運動は避け、体調がすぐれない方は室内で休みましょう。また帰宅時にうがい・洗眼をしましょう。

**【光化学スモッグの情報】**  
県のテレホンサービス ☎050(53006)2687で確認できるほか、県環境科学センターのホームページ

**【高濃度予報が発令されたら】**  
呼吸器系や循環器系疾患のある方、子ども、高齢の方などは、体調に応じて外出を控えるなど、慎重に行動してください。

**【高濃度予報の発表されたら】**  
令和元年度台風15・19号による被災住宅のうち、半壊・一部損壊した住宅に対して県が屋根などの補修費を支援します。

**対象者** 半壊または一部損壊の罹災証明書が交付され、日常的に住んでいる住宅の所有者で、自らの資力のみでは補修ができない方

**対象工事** 次の全ての要件に該当するもの

- ☆2019年9月9日以前に着工し、20年12月15日までに完了する工事
- ☆屋根補修・外壁などの補修で耐震性向上に資する工事
- ☆補助対象となる工事の費用が10万円以上(税込)のもの
- ☆補助金額 補助対象工事費の20%(上限30万円)

※詳細は県のホームページ「神奈川県被災住宅耐震性向上事業について」のページをご覧ください

**申し込み・問い合わせ**  
12月28日(月)までに必要書類を持って、住宅政策課へ

学生納付特例の承認期間と未納期間の違い

	老齢基礎年金を請求するときには	障がい・遺族年金を請求するときには	老齢基礎年金の受給額の計算には
<b>学生納付特例承認期間</b>	○ 受給資格期間に入ります	○ 保険料納付要件に含まれます(※1)	× 後から保険料を納めないと算入されません(※2)
<b>未納期間</b>	× 受給資格期間に入りません	× 保険料納付要件に含まれません	× 保険料を納めないと算入されません

※1…学生納付特例の申請日によって、要件に含まれない場合があります  
※2…10年以内であれば追納が可能です



### ブロック塀の安全対策 工事費用を補助します

**防災政策課**  
☎内線2404 FAX(50)8437

道路に面する危険なブロック塀などの撤去や安全な工造物に改修する費用の一部を補助します。

※詳細は防災政策課、各市民センター・公民館にある申請書などをご覧ください

※申請書などは市のホームページの同課のページからダウンロードもできます

**対象工事** 道路に面するブロック塀などの撤去・縮小またはフェンスなどの改修工事

**申請できる方** 市税の滞納がなく、次に該当する方

- ☆ブロック塀などがある戸建て住宅を所有し、かつ当該住宅に居住している(一親等の親族含む)
- ☆藤沢市津波避難計画に定める津波避難路に面した共同住宅や駐車場などに付

属するブロック塀などを所有している(法人を除く)

**補助金額** 補助対象工事費の2分の1(上限30万円)

※藤沢市津波避難計画に定める津波避難路沿いの場合は補助対象工事費の4分の3(上限45万円)

**申し込み・問い合わせ**  
4月15日(水)〜2021年1月29日(金)に申請書・必要書類を持って、防災政策課へ



### 台風による被災住宅の補修費用の一部を支援します

**住宅政策課**  
☎内線4283 FAX(50)8223

令和元年度台風15・19号による被災住宅のうち、半壊・一部損壊した住宅に対して県が屋根などの補修費を支援します。

**対象者** 半壊または一部損壊の罹災証明書が交付され、日常的に住んでいる住宅の所有者で、自らの資力のみでは補修ができない方

**対象工事** 次の全ての要件に該当するもの

- ☆2019年9月9日以前に着工し、20年12月15日までに完了する工事
- ☆屋根補修・外壁などの補修で耐震性向上に資する工事
- ☆補助対象となる工事の費用が10万円以上(税込)のもの
- ☆補助金額 補助対象工事費の20%(上限30万円)

※詳細は県のホームページ「神奈川県被災住宅耐震性向上事業について」のページをご覧ください

**申し込み・問い合わせ**  
12月28日(月)までに必要書類を持って、住宅政策課へ

## 公民館

凡例 → 申し込み、費用  
問…問い合わせ、費…費用

明記のないものは…●先着順●当日会場へ●午前8時30分から受け付け●費用は無料●持ち物はお問い合わせください●電話番号などは間違いのないようおかけください

**明治公民館** ☎(33)5660 FAX(33)5727  
●子育て応援講座「愛する子、育てよう」  
6月19日、7月17日、9月11日、11月13日、12月11日、2021年1月22日、2月19日 毎回金曜日午前10時〜正午、全7回。1歳6カ月〜3歳児の保護者24人(明治地区在住の方優先、抽選)。  
費900円。※託児あり(1歳6カ月〜3歳児21人。費700円)。  
4月20日(月)午前9時〜5月8日(金)に電話または来館で。

**六会公民館** ☎(83)0203 FAX(83)2298  
●おはなし会 4月15日(水)午後3時15分〜3時45分。  
●おひざのうえのおはなし会 4月22日(水)午前11時〜11時30分。

**辻堂公民館** ☎(34)9151 FAX(34)4187  
●ラッコの広場 5月7日〜21日 毎週木曜日午前10時〜正午。親子自由参加型のサロンの。乳幼児と保護者。  
●こどもの広場 5月7日〜28日 毎週木曜日午後3時10分〜4時30分。生き物の話、将棋、工作ほか。4歳児〜小学生。  
●さくらんぼ広場 5月26日(火)午前10時〜正午。親子自由参加型のサロン。講師いたかな保育園保育士。乳幼児と保護者25組。

**湘南大庭公民館** ☎(87)1112 FAX(87)1110  
●おもちゃのへやメリーゴランド 4月18日(土)午前10時〜午後3時。障がい児・未就学児と保護者・家族がおもちゃを通して交流するスペース。  
●ぴよぴよ広場 4月21日(火)午前9時30分〜正午。乳幼児と保護者のフリースペース。

**遠藤公民館** ☎(86)9611 FAX(87)3008  
●すくすく広場 4月21日(火)午前10時〜正午。乳幼児と保護者のフリースペース。  
●のびのび広場 4月28日(火)午前10時〜正午。乳幼児と保護者のフリースペース。

**村岡公民館** ☎(23)0634 FAX(23)0641  
●おひざの上のおはなし会 5月1日(金)午前10時20分〜10時50分◎午前11時〜11時30分。3歳以下の子と保護者各20組。  
●卓球開放 5月7日〜28日 毎週木曜日午後3時〜5時。

**藤沢公民館** ☎(22)0019 FAX(22)0293  
●寄せ植えキッチンハーブ講座 5月21日(木)午後2時〜3時30分。講師II坂本立弥氏。成人18人。費1000円。  
●おはなしのへや 4月22日(水)午後2時30分〜3時10分。お話と折り紙。幼児〜小学生。

**湘南台公民館** ☎(45)3070 FAX(45)1604  
●鎌倉歴史巡り〜鎌倉の歴史を一步深く学ぶ 5月23日(土)午後1時〜3時(座学)、6月10日(水)午後0時30分〜3時30分(散策)、全2回。鶴岡八幡宮周辺ほか。講師II社カルチャー協会講師奥平喜好氏。成人15人(抽選)。  
●親子の遊び場 4月21日(火)午前9時30分〜11時30分。3歳以下の子と保護者。

**六会公民館** ☎(81)6677  
●主番付きサウンドテーブル tennis 開放 4月28日(火)午前9時〜11時30分。

**湘南台公民館** ☎(45)3070 FAX(45)1604  
●鎌倉歴史巡り〜鎌倉の歴史を一步深く学ぶ 5月23日(土)午後1時〜3時(座学)、6月10日(水)午後0時30分〜3時30分(散策)、全2回。鶴岡八幡宮周辺ほか。講師II社カルチャー協会講師奥平喜好氏。成人15人(抽選)。  
●親子の遊び場 4月21日(火)午前9時30分〜11時30分。3歳以下の子と保護者。